

要旨「法の国際的統一と国際取引の促進」大阪大学名誉教授 野村美明

星野俊哉他編『富の共有と公共政策』第4章、シリーズ「グローバリズムと公共政策の責任」第2巻(大阪大学出版会、2018年) 81-122頁

本章では、国際取引の促進のためのグローバルなルールの統一について考察してきた。しかし、国家は、歴史的、文化的または経済的理由から、グローバルなルールの統一に参加しないことも多い。このため、国際取引を規律するルールの多くが国家ごとに異なるローカルルールにとどまっているのが現状である。ローカルな利益の保護が行き過ぎることの弊害は1でみたとおりであるが、EUの通貨統一の困難さや国際取引に対する課税をめぐる各国の利害対立などからも、自由でグローバルな取引の利益とローカルな利益の調和もまた必要であることがわかる(WTOやEUの自由貿易の原則に対しても、加盟国のローカルな公序や公衆衛生を理由とする例外が認められている)。

各国の国際私法は、EUのような統一化は進んでいないものの、2でみたように、国際取引に最も密接な(あるいは最も重要な)関係を有する国の法を適用するという原則を採用している。これは国際取引に自国法を適用してしまう方法に比べると、どこの国で裁判しても、同じ国際取引に同じ国のルールが適用される可能性(図7ではなく図8の可能性)を広げるものといえる。言い換えれば、EUのような統一国際私法でなくても、各国の国際私法は、「ある国際取引にいずれの国の法が適用されるか」という問いを立てることによって、ある取引に密接に関係する他国のローカルな価値を尊重しようとしているのである。

国際法によって作られた自由な国際取引のための枠組みルールの中で、様々な方法によって国際取引法ルールが統一されていく一方で、国際私法は、統一が困難な各国のローカルな価値を維持する機能を果たしている。さらに、最近では、各国が条約などのグローバルなルールや他国の立法の動向に自国の立法を自主的に調和させていくというダイナミズムもみられる。反対に、グローバルなルールの側で、進んだ国内立法を取り入れる場合もある。歴史的に見ると、国家法も商人間の商慣習から大きな影響を受けている。日本の民法や商法は19世紀のドイツなどの進んだ立法の影響下で作られたが、ドイツの法律もまたドイツ各州の異なる法や慣習から影響を受けながら、これらを統一するために立法されたのである。契約法や取引法に関する最近の日本の民法や商法の改正も、以上のようなグローバルな相互作用的なダイナミズムのなかで行われているのである。

国際取引は、統一的な法的ルールを用いることによって、冒頭で見た11世紀の地中海貿易の時代より飛躍的な発展を遂げた。国際取引法のルールは、それが国際的な合意による方法であろうと、国内法であろうと、企業や商人達による国境を越えた制度形成・維持の試みと相互に影響を与えながら、グローバルな経済活動を支え、促進しているのである。